

令和5年2月8日

南国市国民健康保険運営協議会会長 様

南国市長 平山 耕三



出産育児一時金の改定について（諮問）

出産育児一時金の支給について、下記のとおり南国市国民健康保険条例（昭和36年条例第6号）を一部改正し、支給額の改定を行いたいので、南国市国民健康保険規則第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 改正の趣旨

出産育児一時金については、国の全世代型社会保障構築会議によりこども・子育て支援の充実として「令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げる」方針を掲げ、健康保険法施行令が改正された。これを受け、本市においても出産育児一時金の額を改めるもの。

2. 条例改正の主な内容

南国市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金の支給について、支給額を現行の40万8千円から48万8千円に変更する。

（出産育児一時金については、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合、その掛金1万2千円を上乗せして支給している。）

3. 施行日

令和5年4月1日